後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計 [保健福祉部 国保年金課 所管]

1. 概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が急激に増大する中で、世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、これまでの老人保健制度に代わる制度として平成20年4月に創設された。

茨城県においては、県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定や保険料の賦課、医療の給付や保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付や相談業務などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

当市における令和 2 年 12 月末現在の被保険者数は 6,684 人となっており、前年と比較すると 5.3%の増となっている。今後も被保険者数の更なる増加により、規模が拡大していくことが想定される。

2. 歳入の状況

(単位:千円,%)

款	項	3年度	構成比	2 年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療 保険料	後期高齢者医療保 険料	648, 887	84. 3	543, 139	83. 4	105, 748	19. 5
使用料及び 手数料			0.0	42	0.0	0	0.0
繰入金	繰入金 他会計繰入金		15.6	107, 084	16. 5	12, 891	12.0
繰越金 繰越金		1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		927	0.1	580	0.1	347	59.8
	延滞金,加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	480	0.1	0	0.0
	雑入	347	0.0	0	_	347	皆増
歳入合計		769, 832	100.0	650, 846	100.0	118, 986	18.3

3. 歳出の状況

(単位:千円,%)

款	項	3年度	構成比	2 年度	構成比	増減額	増減率
総務費		30, 589	4.0	32, 326	5.0	$\triangle 1,737$	$\triangle 5.4$
	総務管理費	26, 937	3.5	28, 775	4. 4	△1,838	$\triangle 6.4$
	徴収費	3,652	0.5	3,551	0.6	101	2.8
後期高齢者医療 広域連合納付金			95.8	617, 039	94.8	120, 723	19. 6
諸支出金	諸支出金		0.1	481	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算 金	480	0.1	480	0. 1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
歳出合計		769, 832	100.0	650, 846	100.0	118, 986	18. 3

予算書P. 297

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,652	3,551	101	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,652	3,551	101	事務費等繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療保険料徴収業務を市町村が行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者へ納付書等の送付,収納管理及び徴収等を行う。徴収は,納付書等での納付となる普通徴収(7月から翌年2月までの8期)と,年金天引きとなる特別徴収(4月,6月,8月,10月,12月,2月の6期)の2通りの支払方法により行う。

02010101 後期高齢者医療広域連合納付金

予算書P. 298

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	737,762	617,039	120,723	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	737,762	617,039	120,723	現年度分特別徴収保険料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、市は被保険者が納付した 保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、保険料軽減措置により減額 された保険料を保険基盤安定制度により公費(県3/4, 市1/4)で補填し納付する(保険基盤安定納付金)。